

ブラジルへの輸入関連コスト一例

商品：工作機械

HSコード：8458.11.99

	-	レアル		Note:
FOB Japan	-	100,000.00		
海上保険	-	500.00		
海上運賃	-	2,200.00		
CIF (サントス港渡し金額)	-	102,700.00	CIF = FOB+海上運賃+海上保険	

項目	諸経費内訳	税率	概算金額 (レアル)	費用内訳	
1	輸入税 (II) (*)	11.20%	11,502.40	II% × (CIF)	GECEX決議 272/2021, 付属書2
2	工業製品税 (IPI)	0.00%	0.00	IPI% × (CIF+II)	政令 10.923/2021 (2022年8月1日より有効)
3	商品流通サービス税 (ICMS)	8.80%	12,320.69	ICMS% × ((CIF+II+IPI+PIS+COFINS+貿易統合システム 使用料+AFRMM)/(1-ICMS%))	RICMS/SP 付属書2の1項及び2項 の12条
4	社会保険融資負担金 (COFINS)	10.65%	10,937.55	COFINS% × (CIF)	法律 10.865/2004, 8条
5	社会統合基金 (PIS)	2.10%	2,156.70	PIS% × (CIF)	法律 10.865/2004, 8条
6	貿易統合システム使用料		214.50		
7	商船隊更新追加税 (AFRMM)	8%	176.00	AFRMM% × (海上運賃)	法律 10.893/2004
8	港湾保税倉庫料、その他港湾費用		別添参照		
	ブラジル輸入通関の合計概算費用		37,307.84		

出所：econet、IOB

(*) GECEX決議 272/2021では航空セクターに対して特定の条件下で輸入税を0%にすることを定めている。

また、GECEX決議310/2022の様に航空分野の製品について、メルコスールのルールや航空分野の資本財・情報通信材向けの輸入税を優遇するケースもある。

プラットフォームコーディネーター・コラム「ブラジルへの輸入関連コスト一例」(2022年10月)

○作成：ジェットロ・サンパウロ事務所、中小企業海外展開現地支援サンパウロ/パラグアイ・プラットフォーム

Alameda Santos, 771 Primeiro Andar, Jardim Paulista, CEP 01419-001, São Paulo -SP, BRASIL

○執筆：プラットフォーム・コーディネーター UENO PROFIT ACCOUNTING & BUSINESS CONSULTING

【報告書の利用についての注意・免責事項】本コラムでは、ブラジルに現地法人を持たない日本企業が非居住者在庫を活用した輸出を検討する際に一般的に把握しておくべき内容について言及したものです。ここで提供する情報は特定の状況に対するアドバイスでも、それを意図したものではありません。個々の状況に対するアドバイスについては、業界の専門家に相談されることをお勧めします。本調査で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切責任を負いかねますのでご了承ください。